

豊橋市告示第235号

下記の者にかかる下記の送達すべき書類は、住所及び居所が不明であり送達することが不能のため、地方税法第20条の2及び豊橋市市税条例第19条の規定により告示します。

書類は豊橋市役所納税課にて保管していますので、来庁の上、受領してください。

令和8年9月7日

豊橋市長 長坂 尚登

記

氏名

森山 暢子

送達すべき書類

地方税法第373条第7項及び第728条第7項に基づく、国税徴収法第54条の規定の例による書類

地方税法第373条第7項及び第728条第7項に基づく、国税徴収法第131条の規定の例による書類

公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。